

相模原市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月20日

相模原市長 本村賢太郎

相模原市条例第62号

相模原市手数料条例の一部を改正する条例

相模原市手数料条例(平成12年相模原市条例第7号)の一部を次のように改正する。

別表第3中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号。以下この号において「法」という。)に基づく事務

番号	根拠条項	手数料を徴収する事務	単位	金額	
1	法第12条第1項又は第30条第1項	宅地造成又は特定盛土等に関する	0.05ヘクタール以下のとき。	1件	16,000円
		工事の許可の申請に対する審査であって、盛土	0.05ヘクタールを超え、0.1ヘクタール以下のとき。	1件	28,000円
		又は切土をする土地の面積が右に掲げる区分	0.1ヘクタールを超え、0.2ヘクタール以下のとき。	1件	40,000円
		ごとであるもの	0.2ヘクタールを超え、0.3ヘクタール以下のとき。	1件	59,000円

			0.3 ヘクタールを超え、0.5ヘクタール以下のとき。	1 件	68,000 円
			0.5 ヘクタールを超え、1ヘクタール以下のとき。	1 件	93,000 円
			1 ヘクタールを超え、2ヘクタール以下のとき。	1 件	149,000 円
			2 ヘクタールを超え、4ヘクタール以下のとき。	1 件	229,000 円
			4 ヘクタールを超え、7ヘクタール以下のとき。	1 件	360,000 円
			7 ヘクタールを超え、10ヘクタール以下のとき。	1 件	509,000 円
			10ヘクタールを超えるとき。	1 件	658,000 円
2	法第12条第1項又は第30条第1項	土石の堆積に関する工事の許可の	0.05ヘクタール以下のとき。	1 件	11,000 円

申請に対する審査であって、土石の堆積を行う土地の面積が右に掲げる区分ごとであるもの	0.05 ヘクタールを超え、0.1ヘクタール以下のとき。	1 件	14,000 円
	0.1 ヘクタールを超え、0.2ヘクタール以下のとき。	1 件	16,000 円
	0.2 ヘクタールを超え、0.3ヘクタール以下のとき。	1 件	20,000 円
	0.3 ヘクタールを超え、0.5ヘクタール以下のとき。	1 件	29,000 円
	0.5 ヘクタールを超え、1ヘクタール以下のとき。	1 件	32,000 円
	1 ヘクタールを超え、2ヘクタール以下のとき。	1 件	39,000 円
	2 ヘクタールを超え、4ヘクタール以下のとき。	1 件	54,000 円
	4 ヘクタールを超え、7ヘクタール以下の	1 件	74,000 円

			とき。		
			7ヘクタールを超え、10ヘクタール以下のとき。	1件	111,000円
			10ヘクタールを超えるとき。	1件	136,000円
3	法第16条第1項又は第35条第1項	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可の申請に対する審査		1件	<p>(1) 盛土又は切土をする土地の面積を変更しない場合 盛土又は切土をする土地の面積に応じて1の項により得た金額に10分の1を乗じて得た金額</p> <p>(2) 盛土又は切土をする土地の面積が減少する場合 変更後の盛土又は切土をする土地の面積に応じて1の項により得た金額に10分の1を乗じて得た金額</p> <p>(3) 盛土又は切土をする土地の面積が増加する場合 ア 変更前の盛土又は切土をする</p>

				<p>土地における工 事の計画に変更 がない場合は、 増加する盛土又 は切土をする土 地の面積に応じ て1の項により 得た金額</p> <p>イ 変更前の盛土 又は切土をする 土地における工 事の計画に変更 がある場合は、 増加する盛土又 は切土をする土 地の面積に応じ て1の項により 得た金額に、変 更前の盛土又は 切土をする土地 の面積に応じて 1の項により得 た金額に10分 の1を乗じて得 た金額を加算し た額。ただし、そ の額が658,000 円を超えるとき は、658,000円</p>
4	法第16条第 1項又は第	土石の堆積に関する工事の 変更許可の申請に対する審	1件	(1) 土石の堆積を行 う土地の面積を変

35条第1項 査

更しない場合 土石の堆積を行う土地の面積に応じて2の項により得た金額に10分の1を乗じて得た金額

(2) 土石の堆積を行う土地の面積が減少する場合 変更後の土石の堆積を行う土地の面積に応じて2の項により得た金額に10分の1を乗じて得た金額

(3) 土石の堆積を行う土地の面積が増加する場合

ア 変更前の土石の堆積を行う土地における工事の計画に変更がない場合は、増加する土石の堆積を行う土地の面積に応じて2の項により得た金額

イ 変更前の土石の堆積を行う土

					地における工事の計画に変更がある場合は、増加する土石の堆積を行う土地の面積に応じて2の項により得た金額に、変更前の土石の堆積を行う土地の面積に応じて2の項により得た金額に10分の1を乗じて得た金額を加算した額。ただし、その額が136,000円を超えるときは、136,000円
5	法第18条第1項又は第37条第1項	宅地造成又は特定盛土等に関する	0.3ヘクタール以下のとき。	1件	3,100円
		工事の中間検査の申請に対する審査であって、	0.3ヘクタールを超え、2ヘクタール以下のとき。	1件	6,200円
		盛土又は切土をする土地の面積が右に掲げる	2ヘクタールを超え、4ヘクタール以下のとき。	1件	12,400円
		区分ごとで	4ヘクタール	1件	24,800円

		あるもの	を超え、7ヘクタール以下のとき。		
			7ヘクタールを超え、10ヘクタール以下のとき。	1件	43,400円
			10ヘクタールを超えるとき。	1件	62,100円

「

10,000円
18,000円
28,000円

別表第4第1号の表43の項中

を

」

「

15,000円
28,000円

「

43,000 円

に、

200 平方メートルを超え、 500 平方メートル以内のもの	1 件	36,000 円
-----------------------------------	-----	----------

を

」

「

200 平方メートルを超え、 300 平方メートル以内のもの	1 件	48,000 円
300 平方メートルを超え、 500 平方メートル以内のもの	1 件	55,000 円

に改め、同表 4 4 の項中

」

「

建築物に関する完了の
検査の申請
又は完了の
通知に対す
る検査(建築
物のエネル

「

建築物に関する完了の
検査の申請
又は完了の
通知に対す
る検査(建築
物のエネル

ギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第12条第1項若しくは第2項又は第13条第2項若しくは第3項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の提出又は通知に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定(以下この号において「省エネ適合性判定」という。)に係る建築物(以下この号において「省エネ適合性判定建築物」と

を

ギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第11条第1項若しくは第2項又は第12条第2項若しくは第3項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の提出又は通知に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定(以下この号において「省エネ適合性判定」という。)に係る建築物(以下この号において「省エネ適合性判定建築物」と

に、

16,000 円
19,000 円
25,000 円

を

いう。)に係るものを除く。)であって、床面積の合計が右に掲げる区分ごとであるもの

」

いう。)に係るものを除く。)であって、床面積の合計が右に掲げる区分ごとであるもの

」

「

24,000 円
30,000 円
39,000 円

」

「

に、

200 平方メートルを超え、500 平方メートル以内のもの	1 件	34,000 円
-------------------------------	-----	----------

を

」

「

200 平方メートルを超え、300 平方メートル以内のもの	1 件	44,000 円
-------------------------------	-----	----------

に改め、同表 4 5 の項中

300 平方メートルを超え、500 平方メートル以内のもの	1 件	53,000 円
-------------------------------	-----	----------

」

「

建築物に関する完了の検査の申請又は完了の通知に対する検査（省エネ適合性判定建築物に係るものに限る。）	1 件	<p>当該建築物の床面積の合計に応じて 4 4 の項により得た金額に、次に掲げる 1 棟の省エネ適合性判定建築物の床面積の区分に応じて定める額のうち当該検査に係るものの金額を合算した額を加算した額</p> <p>(1) 床面積の合計が 300 平方メートル以上、1,000 平方メートル未満のもの 26,000 円</p> <p>(2) 床面積の合計が 1,000 平方メートル以上、2,000 平方メートル未満のもの 38,000 円</p> <p>(3) 床面積の合計が</p>
--	-----	---

を

	<p>方メートル未満のもの 95,000円</p> <p>(4) 床面積の合計が5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満のもの 140,000円</p> <p>(5) 床面積の合計が10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの 180,000円</p> <p>(6) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 220,000円</p>
--	---

」

「

<p>建築物に関する完了の検査の申請又は完了の通知に対する検査(省エネ適合性判定建築物(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第2条第1項及び第2項に規定する特定建築行為による建築物を除く。)に係るものに限る。)</p>	1件	<p>当該建築物の床面積の合計に応じて44の項により得た金額に、次に掲げる一戸建ての住宅及び1棟の省エネ適合性判定建築物の床面積等の区分に応じて定める額のうち当該検査に係るものの金額を合</p>
--	----	---

算した額を加算した額

(1) 一戸建ての住宅の場合 14,000円

(2) 1棟の建築物(一戸建ての住宅を除く。)の場合次に掲げる区分に応じて定める額のうち、当該申請に係る部分の金額を合算した額

ア 住宅部分

次に掲げる床面積の区分に応じて定める額
(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 21,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの 35,000円

(ウ) 床面積の合

計が2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの 67,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 100,000円

イ 非住宅部分
次に掲げる床面積の区分に応じて定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 19,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上、1,000平方メートル未満のもの 26,000円

(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上、2,000平方

に改め、同表

		メートル未満 のもの 38,000 円
		(エ) 床面積の合 計が2,000平 方メートル以 上、5,000平方 メートル未満 のもの 95,000 円
		(オ) 床面積の合 計が5,000平 方メートル以 上、10,000平 方メートル未 満のもの 140,000円
		(カ) 床面積の合 計が10,000平 方メートル以 上、25,000平 方メートル未 満のもの 180,000円
		(キ) 床面積の合 計が25,000平 方メートル以 上のもの 220,000円

「

「

」

4 6 の項中

15,000 円
18,000 円
24,000 円

を

23,000 円
29,000 円
38,000 円

に、

「

200 平方メートルを超え、 500 平方メートル以内のもの	1 件	31,000 円
-----------------------------------	-----	----------

を

」

「

200 平方メートルを超え、 300 平方メートル以内のもの	1 件	42,000 円
300 平方メートルを超え、 500 平方メートル以内のもの	1 件	49,000 円

に改め、同表 4 7 の項中「から(6)

トル以内のも の		
-------------	--	--

」

まで」を「又は(2)」に改め、「1棟の」を削り、「床面積」を「床面積等」に改め、

「

15,000 円
18,000 円
23,000 円

「

24,000 円
28,000 円
37,000 円

同表 4 8 の項中

を

に、

」

」

「

200 平方メー トルを超え、 500 平方メー トル以内のも の	1 件	32,000 円
---	-----	----------

を

」

「

200 平方メー トルを超え、 300 平方メー	1 件	42,000 円
--------------------------------	-----	----------

トル以内のもの		
300 平方メートルを超え、500 平方メートル以内のもの	1 件	50,000 円

に改める。

」

別表第4第4号の表1の項(1)中「(以下「誘導仕様基準」という。)のものを除く」を「のものに限る」に改め、同項(1)ア中「34,000円」を「17,000円」に、「第15条第1項」を「第14条第1項」に改め、同項(1)イ中「38,000円」を「19,000円」に改め、同項(3)ア中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項」を「省令第1条第2項」に、「誘導仕様基準のものを除く」を「省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)の基準による評価方法のものに限る」に改め、同項(3)ア(ア)中「69,000円」を「33,000円」に改め、同項(3)ア(イ)中「120,000円」を「57,000円」に改め、同項(3)ア(ウ)中「200,000円」を「100,000円」に改め、同項(3)ア(エ)中「280,000円」を「160,000円」に改め、同項(3)エ中「当該評価方法がモデル建物法のものに限る」を「エに該当するものを除く」に改め、同項(3)エ(ア)中「87,000円」を「230,000円」に改め、同項(3)エ(イ)中「110,000円」を「290,000円」に改め、同項(3)エ(ウ)中「150,000円」を「370,000円」に改め、同項(3)エ(エ)中「240,000円」を「530,000円」に改め、同項(3)エ(オ)中「310,000円」を「650,000円」に改め、同項(3)エ(カ)中「370,000円」を「770,000円」に改め、同項(3)エ(キ)中「440,000円」を「870,000円」に改め、同項(3)エを同項(3)オとし、同項(3)ウ中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項」を「省令第1条第1項第1号」に、「(以下この号並びに第7号の表3の項及び6の項において「モデル建物法」という。)のものを除く」を「のものに限る」に改め、同項(3)ウ(ア)中「230,000円」を「87,000円」に改め、同項(3)ウ(イ)中「290,000

円」を「110,000円」に改め、同項(3)ウ(ウ)中「370,000円」を「150,000円」に改め、同項(3)ウ(エ)中「530,000円」を「240,000円」に改め、同項(3)ウ(オ)中「650,000円」を「310,000円」に改め、同項(3)ウ(カ)中「770,000円」を「370,000円」に改め、同項(3)ウ(キ)中「870,000円」を「440,000円」に改め、同項(3)ウを同項(3)エとし、同項(3)イ中「当該評価方法が誘導仕様基準のものに限る」を「ア又はイに該当するものを除く」に改め、同項(3)イ(ア)中「33,000円」を「69,000円」に改め、同項(3)イ(イ)中「57,000円」を「120,000円」に改め、同項(3)イ(ウ)中「100,000円」を「200,000円」に改め、同項(3)イ(エ)中「160,000円」を「280,000円」に改め、同項(3)イを同項(3)ウとし、同項(3)アの次に次のように加える。

イ 住宅部分(当該評価方法が省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)の基準による評価方法のものに限る。) 次に掲げる床面積の区分に応じて定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 51,000円(適合証等の場合は、9,400円)

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの 86,000円(適合証等の場合は、20,000円)

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの 150,000円(適合証等の場合は、45,000円)

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 220,000円(適合証等の場合は、81,000円)

別表第4第4号の表1の項中(3)を(4)とし、同項(2)中「当該評価方法が誘導仕様基準のものに限る」を「(1)又は(2)に該当するものを除く」に改め、同項(2)ア中「17,000円」を「34,000円」に改め、同項(2)イ中「19,000円」を「38,000円」に改め、同項(2)を同項(3)とし、同項(1)の次に次のように加える。

(2) 一戸建ての住宅の場合(当該評価方法が省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)の基準による評価方法のものに限る。) 次に掲げる床面積の区分に応じて定める額

ア 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 25,000円(適合証等の場合は、4,700円)

イ 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 28,000円(適合証等の場合は、4,700円)

別表第4第4号の表2の項中「又は(3)」を「、(3)又は(4)」に改め、同表3の項(1)中「誘導仕様基準のものを除く」を「省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)の基準による評価方法のものに限る」に改め、同項(1)ア中「17,000円」を「8,500円」に改め、同項(1)イ中「19,000円」を「9,500円」に改め、同項(3)ア中「誘導仕様基準のものを除く」を「省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)の基準による評価方法のものに限る」に改め、同項(3)ア(ア)中「34,500円」を「16,500円」に改め、同項(3)ア(イ)中「60,000円」を「28,500円」に改め、同項(3)ア(ウ)中「100,000円」を「50,000円」に改め、同項(3)ア(エ)中「140,000円」を「80,000円」に改め、同項(3)オ中「(3)」を「(4)」に改め、同項(3)オを同項(3)カとし、同項(3)エ中「当該評価方法がモデル建物法のものに限る」を「エに該当するものを除く」に改め、同項(3)エ(ア)中「43,500円」を「115,000円」に改め、同項(3)エ(イ)中「55,000円」を「145,000円」に改め、同項(3)エ(ウ)中「75,000円」を「185,000円」に改め、同項(3)エ(エ)中「120,000円」を「265,000円」に改め、同項(3)エ(オ)中「155,000円」を「325,000円」に改め、同項(3)エ(カ)中「185,000円」を「385,000円」に改め、同項(3)エ(キ)中「220,000円」を「435,000円」に改め、同項(3)エを同項(3)オとし、同項(3)ウ中「モデル建物法のものを除く」を「省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)の基準による評価方法のものに限る」に改め、同項(3)ウ(ア)中「115,000円」を「43,500円」に改め、同項(3)ウ(イ)中「145,000円」を「55,000円」に改め、同項(3)ウ(ウ)中「185,000円」を「75,000円」に改め、同項(3)ウ(エ)中「265,000円」を「120,000円」に改め、同項(3)ウ(オ)中「325,000円」を「155,000円」に改め、同項(3)ウ(カ)中「385,000円」を「185,000円」に改め、同項(3)ウ(キ)中「435,000円」を

「220,000円」に改め、同項(3)ウを同項(3)エとし、同項(3)イ中「当該評価方法が誘導仕様基準のものに限る」を「ア又はイに該当するものを除く」に改め、同項(3)イ(ア)中「16,500円」を「34,500円」に改め、同項(3)イ(イ)中「28,500円」を「60,000円」に改め、同項(3)イ(ウ)中「50,000円」を「100,000円」に改め、同項(3)イ(エ)中「80,000円」を「140,000円」に改め、同項(3)イを同項(3)ウとし、同項(3)アの次に次のように加える。

イ 住宅部分(当該評価方法が省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)の基準による評価方法のものに限る。) 次に掲げる床面積の区分に応じて定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 25,500円(適合証等の場合は、4,700円)

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの 43,000円(適合証等の場合は、10,000円)

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの 75,000円(適合証等の場合は、22,500円)

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 110,000円(適合証等の場合は、40,500円)

別表第4第4号の表3の項中(3)を(4)とし、同項(2)中「誘導仕様基準のものに限る」を「(1)又は(2)に該当するものを除く」に改め、同項(2)ア中「8,500円」を「17,000円」に改め、同項(2)イ中「9,500円」を「19,000円」に改め、同項(2)を同項(3)とし、同項(1)の次に次のように加える。

(2) 一戸建ての住宅の場合(当該評価方法が省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)の基準による評価方法のものに限る。) 次に掲げる床面積の区分に応じて定める額

ア 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 12,500円(適合証等の場合は、2,350円)

イ 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 14,000円(適合証等の場合は、2,350円)

別表第4第4号の表4の項及び別表第4第5号の表1の項中「又は(3)」を「、

(3)又は(4)」に改める。

別表第4第7号の表1の項及び同表2の項を次のように改める。

1	法第11条第1項又は第12条第2項	建築物エネルギー消費性能確保計画の提出又は通知に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定	1件	<p>(1) 一戸建ての住宅の場合(当該評価方法が省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)の基準による評価方法のものに限る。) 次に掲げる床面積の区分に応じて定める額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 17,000円</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 19,000円</p> <p>(2) 一戸建ての住宅の場合(当該評価方法が省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)の基準による評価方法に限る。) 次に掲げる床面積の区分に応じて定める額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 25,000円</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 28,000円</p> <p>(3) 一戸建ての住宅の場合((1)又は(2)に該当するものを除く。) 次に掲げる床面積の区分に応じて定める額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 34,000円</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 38,000円</p> <p>(4) 1棟の建築物(一戸建ての住宅を除く。)の場合 次に掲げる区分に応じ</p>
---	-------------------	--	----	--

て定める額のうち、当該申請に係る部分の金額を合算した額

ア 住宅部分(当該評価方法が省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)の基準による評価方法のものに限る。) 次に掲げる額を合算した額

(ア) 共用部分以外の床面積の区分に応じて定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 23,600円

b 床面積の合計が300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの 37,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの 55,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 79,000円

(イ) 床面積の区分に応じて定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,400円

b 床面積の合計が300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの 20,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの 45,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 81,000円

イ 住宅部分(当該評価方法が省令第

1 条第 1 項第 2 号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)の基準による評価方法のものに限る。) 次に掲げる区分に応じて定める額

(ア) 省令第 4 条第 3 項に規定する設計一次エネルギー消費量を同項第 1 号の数値とした場合(以下この項及び 2 の項において「共用部分に係る計算を要する場合」という。)) 次に掲げる床面積の区分に応じて定める額

a 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの 51,000 円

b 床面積の合計が 300 平方メートル以上、2,000 平方メートル未満のもの 86,000 円

c 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上、5,000 平方メートル未満のもの 150,000 円

d 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上のもの 220,000 円

(イ) 省令第 4 条第 3 項に規定する設計一次エネルギー消費量を同項第 2 号の数値とした場合(以下この項及び 2 の項において「共用部分に係る計算を要しない場合」という。)) 次に掲げる額を合算した額

a 共用部分(省令第 4 条第 3 項第 1 号に規定する共用部分を

いう。)の床面積を除いた床面積(以下この項及び2の項において「共用部分以外の床面積」という。)の区分に応じて定める額

(a) 共用部分以外の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 41,600円

(b) 共用部分以外の床面積の合計が300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの 66,000円

(c) 共用部分以外の床面積の合計が2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの 105,000円

(d) 共用部分以外の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 139,000円

b 床面積の区分に応じて定める額

(a) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,400円

(b) 床面積の合計が300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの 20,000円

(c) 床面積の合計が2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの 45,000円

(d) 床面積の合計が5,000平方

メートル以上のもの 81,000
円

ウ 住宅部分(ア又はイに該当するものを除く。) 次に掲げる区分に応じて定める額

(ア) 共用部分に係る計算を要する場合 次に掲げる床面積の区分に応じて定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 69,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの 120,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの 200,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 280,000円

(イ) 共用部分に係る計算を要しない場合 次に掲げる額を合算した額

a 共用部分以外の床面積の区分に応じて定める額

(a) 共用部分以外の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 59,600円

(b) 共用部分以外の床面積の合計が300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの 100,000円

(c) 共用部分以外の床面積の合

計が2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの 155,000円

(d) 共用部分以外の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 199,000円

b 床面積の区分に応じて定める額

(a) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,400円

(b) 床面積の合計が300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの 20,000円

(c) 床面積の合計が2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの 45,000円

(d) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 81,000円

エ 1棟の建築物の用途が省令第10条第1号に規定する工場等(以下「工場等」という。)の場合 次に掲げる区分に応じて定める額

(ア) 当該評価方法が省令第1条第1項第1号口の基準による評価方法の場合

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 19,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上、1,000平方メートル

未満のもの 26,000円

c 床面積の合計が1,000平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの 38,000円

d 床面積の合計が2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの 95,000円

e 床面積の合計が5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満のもの 140,000円

f 床面積の合計が10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの 180,000円

g 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 220,000円

(イ) 当該評価方法が省令第1条第1項第1号ロ以外の基準による評価方法の場合

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 23,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上、1,000平方メートル未満のもの 31,000円

c 床面積の合計が1,000平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの 43,000円

d 床面積の合計が2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの 100,000円

e 床面積の合計が5,000平方メ

一メートル以上、10,000平方メートル未満のもの 150,000円

f 床面積の合計が10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの 190,000円

g 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 230,000円

オ 1棟の建築物の用途が工場等以外の場合 次に掲げる区分に応じて定める額

(ア) 当該評価方法が省令第1条第1項第1号ロの基準による評価方法の場合

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 87,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上、1,000平方メートル未満のもの 110,000円

c 床面積の合計が1,000平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの 150,000円

d 床面積の合計が2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの 240,000円

e 床面積の合計が5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満のもの 310,000円

f 床面積の合計が10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの 370,000円

				<p>g 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 440,000円</p> <p>(イ) 当該評価方法が省令第1条第1項第1号ロ以外の基準による評価方法の場合</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 230,000円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上、1,000平方メートル未満のもの 290,000円</p> <p>c 床面積の合計が1,000平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの 370,000円</p> <p>d 床面積の合計が2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの 530,000円</p> <p>e 床面積の合計が5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満のもの 650,000円</p> <p>f 床面積の合計が10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの 770,000円</p> <p>g 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 870,000円</p>
2	法第11条第2項後段又は第12条第3項後段	変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画の提出又は	1件	(1) 一戸建ての住宅の場合(当該評価方法が省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)の基準による評価方法のものに限る。) 次に掲げる床面積の区分に応じて定める額

通知に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定

- ア 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 8,500円
 - イ 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 9,500円
- (2) 一戸建ての住宅の場合(当該評価方法が省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)の基準による評価方法のものに限る。) 次に掲げる床面積の区分に応じて定める額
- ア 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 12,500円
 - イ 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 14,000円
- (3) 一戸建ての住宅の場合((1)又は(2)に該当するものを除く。) 次に掲げる床面積の区分に応じて定める額
- ア 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 17,000円
 - イ 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 19,000円
- (4) 1棟の建築物(一戸建ての住宅を除く。)の場合 次に掲げる区分に応じて定める額のうち、当該申請に係る部分の金額を合算した額
- ア 住宅部分(当該評価方法が省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)の基準による評価方法のものに限る。) 次に掲げる額を合算した額

(ア) 共用部分以外の床面積の区分に応じて定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 11,800円

b 床面積の合計が300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの 18,500円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの 27,500円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 39,500円

(イ) 床面積の区分に応じて定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 4,700円

b 床面積の合計が300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの 10,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの 22,500円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 40,500円

イ 住宅部分(当該評価方法が省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)の基準による評価方法のものに限る。) 次に掲げる区分に応じて定める額

(ア) 共用部分に係る計算を要する場合 次に掲げる床面積の区分

に応じて定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 25,500円

b 床面積の合計が300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの 43,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの 75,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 110,000円

(イ) 共用部分に係る計算を要しない場合 次に掲げる額を合算した額

a 共用部分以外の床面積の区分に応じて定める額

(a) 共用部分以外の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 20,800円

(b) 共用部分以外の床面積の合計が300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの 33,000円

(c) 共用部分以外の床面積の合計が2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの 52,500円

(d) 共用部分以外の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 69,500円

b 床面積の区分に応じて定め

る額

(a) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 4,700円

(b) 床面積の合計が300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの 10,000円

(c) 床面積の合計が2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの 22,500円

(d) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 40,500円

ウ 住宅部分(ア又はイに該当するものを除く。) 次に掲げる区分に応じて定める額

(ア) 共用部分に係る計算を要する場合 次に掲げる床面積の区分に応じて定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 34,500円

b 床面積の合計が300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの 60,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの 100,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 140,000円

(イ) 共用部分に係る計算を要しない場合 次に掲げる額を合算し

た額

a 共用部分以外の床面積の区分に応じて定める額

(a) 共用部分以外の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 29,800円

(b) 共用部分以外の床面積の合計が300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの 50,000円

(c) 共用部分以外の床面積の合計が2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの 77,500円

(d) 共用部分以外の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 99,500円

b 床面積の区分に応じて定める額

(a) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 4,700円

(b) 床面積の合計が300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの 10,000円

(c) 床面積の合計が2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの 22,500円

(d) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 40,500円

エ 1棟の建築物の用途が工場等の

場合 次に掲げる区分に応じて定める額

(ア) 当該評価方法が省令第1条第1項第1号口の基準による評価方法の場合

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,500円

b 床面積の合計が300平方メートル以上、1,000平方メートル未満のもの 13,000円

c 床面積の合計が1,000平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの 19,000円

d 床面積の合計が2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの 47,500円

e 床面積の合計が5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満のもの 70,000円

f 床面積の合計が10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの 90,000円

g 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 110,000円

(イ) 当該評価方法が省令第1条第1項第1号口以外の基準による評価方法の場合

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 11,500円

b 床面積の合計が300平方メー

トル以上、1,000平方メートル未満のもの 15,500円

c 床面積の合計が1,000平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの 21,500円

d 床面積の合計が2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの 50,000円

e 床面積の合計が5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満のもの 75,000円

f 床面積の合計が10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの 95,000円

g 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 115,000円

オ 1棟の建築物の用途が工場等以外の場合 次に掲げる区分に応じて定める額

(ア) 当該評価方法が省令第1条第1項第1号口の基準による評価方法の場合

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 43,500円

b 床面積の合計が300平方メートル以上、1,000平方メートル未満のもの 55,000円

c 床面積の合計が1,000平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの 75,000円

d 床面積の合計が2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの 120,000円

e 床面積の合計が5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満のもの 155,000円

f 床面積の合計が10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの 185,000円

g 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 220,000円

(イ) 当該評価方法が省令第1条第1項第1号ロ以外の基準による評価方法の場合

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 115,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上、1,000平方メートル未満のもの 145,000円

c 床面積の合計が1,000平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの 185,000円

d 床面積の合計が2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの 265,000円

e 床面積の合計が5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満のもの 325,000円

f 床面積の合計が10,000平方メートル以上、25,000平方メー

				トル未満のもの 385,000円
				g 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 435,000円
				(5) 判定に係る床面積が増加する場合 1の項により算定した金額(この場合において、「床面積」とあるのは、「既に判定を受けた1棟の建築物の床面積と増加する部分の床面積」と読み替えるものとする。)

別表第4第7号の表3の項中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第34条第3項各号」を「第29条第3項各号」に改め、同項(1)中「誘導仕様基準のものを除く」を「省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)の基準による評価方法のものに限る」に改め、同項(1)ア中「34,000円」を「17,000円」に改め、同項(1)イ中「38,000円」を「19,000円」に改め、同項(2)中「誘導仕様基準」を「省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)の基準による評価方法」に改め、同項(2)ア中「17,000円」を「25,000円」に改め、同項(2)イ中「19,000円」を「28,000円」に改め、同項(3)ア中「誘導仕様基準のものを除く」を「省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)の基準による評価方法のものに限る」に改め、同項(3)ア(ア)中「省令第4条第3項に規定する設計一次エネルギー消費量を同項第1号の数値とした場合(以下この項、6の項及び9の項において「共用部分に係る計算を要する場合」という。)又は適合証等の場合」を「適合証等の場合」に、「69,000円(適合証等の場合は、9,400円)」を「9,400円」に、「120,000円(適合証等の場合は、20,000円)」を「20,000円」に、「200,000円(適合証等の場合は、45,000円)」を「45,000円」に、「280,000円(適合証等の場合は、81,000円)」を「81,000円」に改め、同項(3)ア(イ)中「省令第4条第3項に規定する設計一次エネルギー消費量を同項第2号の数値とした場合(以下この項、6の項及び9の項において「共用部分に係る計算を要しない場合」という。)」を「適合証等の場合以外の場合」に、「床面積(共用部分(省令第4条第3項第1号に規定する共用部分をいう。))の床面積を除く。以下この項、6の項及び9

の項において「共用部分以外の床面積」という。)を「共用部分以外の床面積」に、「59,600円」を「23,600円」に、「100,000円」を「37,000円」に、「155,000円」を「55,000円」に、「199,000円」を「79,000円」に改め、同項(3)イ中「誘導仕様基準」を「省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)の基準による評価方法」に改め、同項(3)イ(ア)中「適合証等の場合」を「省令第13条第3項に規定する誘導設計一次エネルギー消費量を同項第1号の数値とした場合(以下この項及び6の項において「共用部分に係る計算を要する場合」という。)又は適合証等の場合」に、「9,400円」を「51,000円(適合証等の場合は、9,400円)」に、「20,000円」を「86,000円(適合証等の場合は、20,000円)」に、「45,000円」を「150,000円(適合証等の場合は、45,000円)」に、「81,000円」を「220,000円(適合証等の場合は、81,000円)」に改め、同項(3)イ(イ)中「適合証等の場合以外の場合」を「省令第13条第3項に規定する誘導設計一次エネルギー消費量を同項第2号の数値とした場合(以下この項及び6の項において「共用部分に係る計算を要しない場合」という。)」に、「共用部分以外の床面積」を「共用部分(省令第13条第3項第1号に規定する共用部分をいう。)の床面積を除いた床面積(以下この項及び6の項において「共用部分以外の床面積」という。)」に、「23,600円」を「41,600円」に、「37,000円」を「66,000円」に、「55,000円」を「105,000円」に、「79,000円」を「139,000円」に改め、同項(3)エ中「当該評価方法がモデル建物法のものに限る」を「エに該当するものを除く」に改め、同項(3)エ(ア)中「87,000円」を「230,000円」に改め、同項(3)エ(イ)中「110,000円」を「290,000円」に改め、同項(3)エ(ウ)中「150,000円」を「370,000円」に改め、同項(3)エ(エ)中「240,000円」を「530,000円」に改め、同項(3)エ(オ)中「310,000円」を「650,000円」に改め、同項(3)エ(カ)中「370,000円」を「770,000円」に改め、同項(3)エ(キ)中「440,000円」を「870,000円」に改め、同項(3)エを同項(3)オとし、同項(3)ウ中「モデル建物法のものを除く」を「省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)の基準による評価方法に限る」に改め、同項(3)ウ(ア)中「230,000円」を「87,000

円」に改め、同項(3)ウ(イ)中「290,000円」を「110,000円」に改め、同項(3)ウ(ウ)中「370,000円」を「150,000円」に改め、同項(3)ウ(エ)中「530,000円」を「240,000円」に改め、同項(3)ウ(オ)中「650,000円」を「310,000円」に改め、同項(3)ウ(カ)中「770,000円」を「370,000円」に改め、同項(3)ウ(キ)中「870,000円」を「440,000円」に改め、同項(3)ウを同項(3)エとし、同項(3)イの次に次のように加える。

ウ 住宅部分(ア又はイに該当するものを除く。) 次に掲げる区分に応じて定める額

(ア) 共用部分に係る計算を要する場合又は適合証等の場合 次に掲げる床面積の区分に応じて定める額

- a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 69,000円(適合証等の場合は、9,400円)
- b 床面積の合計が300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの 120,000円(適合証等の場合は、20,000円)
- c 床面積の合計が2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの 200,000円(適合証等の場合は、45,000円)
- d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 280,000円(適合証等の場合は、81,000円)

(イ) 共用部分に係る計算を要しない場合 次に掲げる額を合算した額

- a 共用部分以外の床面積の区分に応じて定める額
 - (a) 共用部分以外の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 59,600円
 - (b) 共用部分以外の床面積の合計が300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの 100,000円
 - (c) 共用部分以外の床面積の合計が2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの 155,000円
 - (d) 共用部分以外の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 199,000円
- b 床面積の区分に応じて定める額
 - (a) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,400円

(b) 床面積の合計が300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの 20,000円

(c) 床面積の合計が2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの 45,000円

(d) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 81,000円

別表第4第7号の表3の項中(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

(3) 一戸建ての住宅の場合((1)又は(2)に該当するものを除く。) 次に掲げる床面積の区分に応じて定める額

ア 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 34,000円(適合証等の場合は、4,700円)

イ 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 38,000円(適合証等の場合は、4,700円)

別表第4第7号の表4の項中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第34条第3項各号」を「第29条第3項各号」に、「又は(3)」を「、(3)又は(4)」に、「法第34条第3項」を「法第29条第3項」に改め、同表5の項中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に、「若しくは(3)」を「、(3)若しくは(4)」に改め、同表6の項中「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「第34条第3項各号」を「第29条第3項各号」に改め、同項(1)中「誘導仕様基準のものを除く」を「省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)の基準による評価方法のものに限る」に改め、同項(1)ア中「17,000円」を「8,500円」に改め、同項(1)イ中「19,000円」を「9,500円」に改め、同項(2)中「誘導仕様基準」を「省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)の基準による評価方法」に改め、同項(2)ア中「8,500円」を「12,500円」に改め、同項(2)イ中「9,500円」を「14,000円」に改め、同項(3)ア中「誘導仕様基準のものを除く」を「省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)の基準による評価方法のものに限る」に改め、同項(3)ア(ア)中「共用部分に係る計算を要する場合又は適合証等の場合」を「適合証等の場合」に、「34,500円(適合証等の場合は、4,700円)」を「4,700円」に、「60,000円(適合証等の場合は、10,000円)」を「10,000円」に、「100,000円(適合証等の場合は、22,500円)」を「22,500円」

に、「140,000円(適合証等の場合は、40,500円)」を「40,500円」に改め、同項(3)ア(イ)中「共用部分に係る計算を要しない」を「適合証等の場合以外の」に、「29,800円」を「11,800円」に、「50,000円」を「18,500円」に、「77,500円」を「27,500円」に、「99,500円」を「39,500円」に改め、同項(3)イ中「誘導仕様基準」を「省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)の基準による評価方法」に改め、同項(3)イ(ア)中「適合証等の場合」を「共用部分に係る計算を要する場合又は適合証等の場合」に、「4,700円」を「25,500円(適合証等の場合は、4,700円)」に、「10,000円」を「43,000円(適合証等の場合は、10,000円)」に、「22,500円」を「75,000円(適合証等の場合は、22,500円)」に、「40,500円」を「110,000円(適合証等の場合は、40,500円)」に改め、同項(3)イ(イ)中「適合証等の場合以外の」を「共用部分に係る計算を要しない」に、「11,800円」を「20,800円」に、「18,500円」を「33,000円」に、「27,500円」を「52,500円」に、「39,500円」を「69,500円」に改め、同項(3)オ中「(3)」を「(4)」に改め、同項(3)オを同項(3)カとし、同項(3)エ中「当該評価方法がモデル建物法のものに限る」を「エに該当するものを除く」に改め、同項(3)エ(ア)中「43,500円」を「115,000円」に改め、同項(3)エ(イ)中「55,000円」を「145,000円」に改め、同項(3)エ(ウ)中「75,000円」を「185,000円」に改め、同項(3)エ(エ)中「120,000円」を「265,000円」に改め、同項(3)エ(オ)中「155,000円」を「325,000円」に改め、同項(3)エ(カ)中「185,000円」を「385,000円」に改め、同項(3)エ(キ)中「220,000円」を「435,000円」に改め、同項(3)エを同項(3)オとし、同項(3)ウ中「モデル建物法のものを除く」を「省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)の基準による評価方法のものに限る」に改め、同項(3)ウ(ア)中「115,000円」を「43,500円」に改め、同項(3)ウ(イ)中「145,000円」を「55,000円」に改め、同項(3)ウ(ウ)中「185,000円」を「75,000円」に改め、同項(3)ウ(エ)中「265,000円」を「120,000円」に改め、同項(3)ウ(オ)中「325,000円」を「155,000円」に改め、同項(3)ウ(カ)中

「385,000円」を「185,000円」に改め、同項(3)ウ(キ)中
「435,000円」を「220,000円」に改め、同項(3)ウを同項(3)エと
し、同項(3)イの次に次のように加える。

ウ 住宅部分(ア又はイに該当するものを除く。) 次に掲げる区分に応じて
定める額

(ア) 共用部分に係る計算を要する場合又は適合証等の場合 次に掲げる床面
積の区分に応じて定める額

- a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 34,500円(適合
証等の場合は、4,700円)
- b 床面積の合計が300平方メートル以上、2,000平方メートル未
満のもの 60,000円(適合証等の場合は、10,000円)
- c 床面積の合計が2,000平方メートル以上、5,000平方メー
トル未満のもの 100,000円(適合証等の場合は、22,500円)
- d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 140,000
円(適合証等の場合は、40,500円)

(イ) 共用部分に係る計算を要しない場合 次に掲げる額を合算した額

- a 共用部分以外の床面積の区分に応じて定める額
 - (a) 共用部分以外の床面積の合計が300平方メートル未満のもの
29,800円
 - (b) 共用部分以外の床面積の合計が300平方メートル以上、2,000
平方メートル未満のもの 50,000円
 - (c) 共用部分以外の床面積の合計が2,000平方メートル以上、
5,000平方メートル未満のもの 77,500円
 - (d) 共用部分以外の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの
99,500円
- b 床面積の区分に応じて定める額
 - (a) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 4,700円
 - (b) 床面積の合計が300平方メートル以上、2,000平方メートル
未満のもの 10,000円
 - (c) 床面積の合計が2,000平方メートル以上、5,000平方メー
トル未満のもの 22,500円

(d) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 40,500円

別表第4第7号の表6の項中(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

(3) 一戸建ての住宅の場合((1)又は(2)に該当するものを除く。) 次に掲げる床面積の区分に応じて定める額

ア 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 17,000円(適合証等の場合は、2,350円)

イ 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 19,000円(適合証等の場合は、2,350円)

別表第4第7号の表7の項中「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「第34条第3項各号」を「第29条第3項各号」に、「又は(3)」を「、(3)又は(4)」に、「の(3)」を「の(4)」に改め、同表8の項中「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に、「若しくは(3)」を「、(3)若しくは(4)」に改める。

別表第4第7号の表9の項を削る。

別表第4第8号の表1の項中「第11条」を「第13条」に、「又は(3)」を「、(3)、(4)又は(5)」に改め、同表2の項中「第29条」を「第28条」に、「若しくは(3)」を「、(3)若しくは(4)」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。